

公布された規則のあらまし

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則（規則第一五号）

1 保健学科及び助産学科の教育内容及び授業単位数を変更することとした。

（別表第一及び別表第二関係）

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。